

イ また、被告が慶良間編及び第181回の原稿を掲載しなかったことは、原告の著作物の同一性保持権を侵害し、原告の表現を封殺して表現の自由を侵害する不法行為に当たる。

[被告の主張]

いずれも争う。

新聞の新連載において、過去に書いたものを再度掲載することを当然認め るようなことは通常ない。

そのことは原告も十分認識していたのであって、原告が執筆した原稿がそのまま掲載されると期待し、信頼していたとは考え難く、仮にそうであったとしても、その期待や信頼は法的保護に値するものではない。

また、原告が執筆に当たって行った聞き取り等は、法的保護に値する期待を生じさせるような格段の負担に当たるともいえない。

(3) 争点③（原告の損害額）について

[原告の主張]

作家にとって連載執筆契約は、執筆原稿に対して支払われる原稿料だけでなく、執筆原稿が新聞紙上に掲載されることが約束されていることが重要である。すなわち、広く世間に閲覧される機会を得ることで、原稿料では補えない精神的満足を得るのである。また、新聞紙上での掲載は、執筆原稿に著作権を発生させる事実上の要件でもある。

原告は、慶良間編及び第181回の原稿の掲載拒否によって、既に必要な資料を集めて構想を練り上げていた慶良間編50回分の連載原稿にかかる原稿料と第181回分の原稿料を得ることができなくなったほか、慶良間で起きた集団自決の真実の核心を突くドキュメンタリーに注目していた読者を失望させ、作家として最大の不名誉、屈辱、無念を余儀なくされ、『パンドラの箱を開ける時』は著述の作品として未完のものとされてしまった。

原告は、被告に対し、これらの損害を補填するため、慶良間編50回分の

原稿料及び第181回の原稿料相当額合計45万9000円と、慰謝料1000万円の損害賠償を求め得るというべきである。

[被告の主張]

いずれも争う。

第3 爭点に対する判断

1 爭点①（原稿不掲載の債務不履行該当性）について

(1) 前提事実に加え、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、平成18年12月28日をもって『戦争を生き残った者の記録』の連載を終えた後、平成19年4月ころまで、被告の池間聰編集委員との間で、新連載『パンドラの箱を開ける時』の打合せをしていた（乙2、原告本人3頁）。

イ 同月ころ、被告における原告の担当記者が前泊に交代となり、同年5月25日から、『パンドラの箱を開ける時』の連載が開始される見込みとなつた（乙2、原告本人5頁）。

原告は、同月中旬ころ、前泊から、担当記者が代わった旨の連絡を受け、その後何度か、前泊との間で新連載に関する打合せを行い、同月21日までに、第1回の原稿と複数の資料を前泊に交付した（原告本人5、7頁）。その資料には、原告が作成した『沖縄戦ショウダウン』の資料のほか、『沖縄方面陸軍作戦』の資料、初出の資料である『第77歩兵師団アクション・リポート』の資料等があつた（原告本人7、8頁）。

ウ 前泊は、同月21日付けの社内向けメモ書きにおいて、「慰靈の日を前に、沖縄戦の様子を米軍の戦時日記を中心に紹介します。資料は米公文書館所蔵の米軍日記。初出の資料を使い、米軍がどのように戦っていたか、日本軍や沖縄住民は米軍にどのように映っていたのか、終戦直後の住民の様子などを紹介します。」と夕刊新連載の内容を記載し、さらに、原告か

ら受け取った第1回の原稿を「連載内容参考」としてすべて添付した（乙2）。そこには、「ぼくは昨年（2006年）『戦争を生き残った者の記録』を発表し、確かな反響を呼んだ。……今回の物語はその続編であり、誰も知らない戦争の物語がまた始まる。」、「物語は第1章『死ぬ時、生き残る時』、第2章『そして人生は続く』、第3章『引き揚げの記録』の三本の柱から成る。（改行）第1章は第1話『みんななくなった—伊江島戦』から始まる。伊江島の戦いは知られているようで知られていない。数多くの住民が女、子供まで戦闘に参加し、死んでいった。その凄惨な戦いを知ることは慶良間の「集団自決」を理解する重要な手掛かりになるだろう。（改行）第2話「慶良間で何が起きたのか」は、今、世間の注目を浴びている「集団自決」についてアメリカ兵の目撃者や事件の主人公たちの知られざる証言を基に事件の核心を衝くものになるだろう。」などと記載されており（乙2），平成19年5月26日の連載第1回にも、全く同じ内容のものが掲載された（乙3の1，原告本人6頁）。

前泊は、上記メモ書きにおいて、連載期間の予定を、全50～70回程度で15週間と記載していたが、原告との打合せにおいて、原告から、もともと全200回を構想していたことを告げられ（弁論の全趣旨（原告準備書面1の6頁，原告準備書面2の2，3頁，被告証拠説明書1の2頁等）），手書きで上記メモ書きを150～170回程度と訂正した（乙2）。

エ　原告は、平成19年5月26日から同年6月16日まで、『パンドラの箱を開ける時』の「はじめに」及び第1章「死ぬ時、生きる時」の第1話「みんななくなった—伊江島戦」①～⑯の連載をした。

原告は、第4回（伊江島戦③）の半ば前から第7回（伊江島戦⑥）の半ば過ぎまで、4日間にわたり、自ら連載した『沖縄戦ショウウダウン』に掲載したシェレス伍長の日記の邦訳のうち、第6回から第8回までに掲載し



た部分を、そのまま記載した。なお、原告は、この記載部分に、『沖縄戦ショウウダウン』に掲載したもの引用する等の注意書きをしなかった（以上、乙1の6～8、乙3の4～7、証人枝川2頁）。

オ 原告は、平成19年6月17日、前泊に対し、同月19日から開始となる第2話「慶良間で何が起きたのか」の最初の5回分の素原稿（別紙1）を、Eメールに添付して送信した（前提事実（3）イ）。

前泊は、同日ころ、原告から受け取っていた慶良間編の原稿を持って被告の東京支社へ出張したところ、同支社勤務の小那霸記者から、同記者が過去に読んだことのある『沖縄戦ショウウダウン』とほとんど同じではないかとの指摘を受けた（証人枝川2頁）。

そこで、前泊や被告の編集局次長であった枝川らは、慶良間編の3回分の原稿と『沖縄戦ショウウダウン』の記載を照合したところ、慶良間編の原稿の「グレン・シアレス伍長は語る」の直後の「潮が満ち」以下から末尾の「本当のことを話してやった。」までの記載が『沖縄戦ショウウダウン』の第1回半ば過ぎ「潮が満ち」以下から第3回半ば前「本当のことを話してやった。」までの記載とほぼ同一であることを発見した。更に第1話の記載と『沖縄戦ショウウダウン』の記載との照合も行ったところ、前記エのとおり、第1話第4回（伊江島③）半ば前から第7回（伊江島⑥）半ば過ぎまでの記載が『沖縄戦ショウウダウン』第6回から第8回までの記載と同一であることが判明した。なお、前記エと同様に、原告は、慶良間編の『沖縄戦ショウウダウン』と同一の記載部分にも、引用する等の注意書きはしなかった（以上、乙1の1～3、乙4、証人枝川2頁）。

カ 前泊は、平成19年6月18日ころ、原告を被告の本社へ呼び出した。前泊、枝川のほか、被告の波名城泰山編集局次長及び上間了論説委員長の4名が原告に対し、「前と同じことを書いており、過去の連載の焼き直しは許されない。」と告げたところ、原告は、「それがどうした、いつも前

の資料を使って書いており、これで文句を付けられる筋合いはない。」と応答した。前泊らは、原告が二重掲載を認め、それで問題ない旨述べている現状では、第2話の連載は認められないと判断し、原告に対し、「第2話の掲載を認めない。」との結論を伝えたところ、原告は、「これは言論弾圧であって許せない。記者会見を開いてでも告発したい。」と述べた。

この話合いの際、原告も前泊らも、集団自決の軍命説について言及することはなかった。また、その後、原告が実際に記者会見をすることはなかった（以上、甲1の5頁、証人枝川3～5頁、原告本人14～16頁、29頁）。

キ その後、被告における原告の担当記者が前泊から玉城常邦社会部長（以下「玉城」という。）へ交代したこともある、原告は、『パンドラの箱開ける時』の連載を再開することとし、平成19年10月16日から、第2話を「軍政府チームは何をしたか」と改題し、「第1章」の表題を削除して、『パンドラの箱を開ける時』の連載を再開した（前提事実（3）ウ、証人名城9頁、原告本人18、19頁）。

原告は、同日の第2話第1回の冒頭部分の一節に、「「パンドラの箱」の物語の順序も中身もちょっと変更を加えることにしたのでこれもご了解お願いしたい。だが、読者が「あっ」と驚く話が続くことに何ら変わりはない。」と記載した（甲5）。

ク その後、原告は、平成20年8月13日までに、『パンドラの箱を開ける時』第12話（第176回）までの連載をした（乙5の1、弁論の全趣旨（被告証拠説明書1の3頁等））。

原告は、再開後の連載記事においても、引用記事が何かを文中で明示して過去の自身の著作を引用する場合もあれば（書籍化されている『沖縄戦トップシークレット』を引用した第3話⑥につき甲26の6、甲30の2、平成14年6月に琉球新報紙上に連載した『戦争の時、平和の時』を要約

した第4話につき甲17の1、甲18の1～10）、明示をしない場合もあった（第9話⑨⑩につき甲27の9、10、甲28等）。

ケ 原告は、平成20年8月14日から同月19日まで、『パンドラの箱を開ける時』第13話「最終章—そして人生は続く」第180回までの連載をした（乙5の1～4）。

原告は、同日正午前ころ、被告に対し、連載の最終回とするつもりで第181回の原稿を送付した（乙6、証人名城2、3頁）。

コ 第181回の原稿の内容は、『沖縄戦ショウウダウン』、沖縄タイムスに連載された宮城晴美の『母の遺言』、産経新聞に掲載された照屋昇雄の証言等を要約したものが記載され、最後に、赤松隊長の2通の手紙を紹介して、「これでパンドラの箱を閉じる。パンドラの箱に残ったもの、それは人間の真実だ。（おわり）」とするものであった。

サ 玉城を引き継いで原告の担当記者となっていた名城知二朗編集委員（以下「名城」という。）は、第181回の原稿の内容が、連載が中断される原因となった『沖縄戦ショウウダウン』の内容を冒頭から紹介し、更に沖縄タイムスや産経新聞に掲載された記事を紹介する内容で、全体の8割近くが新味のない焼き直し的なものであると認識して、枝川に報告し、過去の原稿を蒸し返すような内容の記事の掲載はできないことを確認して、原告に対し、過去の経緯等を踏まえた形の判断であるから原稿を書き換えてほしい旨を連絡した（証人名城5頁）。

しかし、原告が書き換えるつもりがない旨を述べたため、名城は、枝川にその旨報告し、原告が原稿を書き換えるつもりがなければこれを掲載しないということになるしかないという判断を受けた。名城は、原告の秘書に連絡し、今の状態では第181回の原稿が使えず、『パンドラの箱を開ける時』の連載が第180回をもって終了した旨の案内を載せることになることを伝え、原告に再度連絡してくるよう伝えたが、原告からの連絡は

なかった（以上、証人名城6頁）。

シ 被告は、同月20日の琉球新報夕刊に第181回の原稿を掲載せず、代わりに、『パンドラの箱を開ける時』の連載は第180回をもって終了した旨のことわり記事を掲載した（前提事実（3）エ）。

原告は、第181回が掲載されなかつた後も、本件訴訟を提起するまで、被告に対し、第181回を掲載しなかつたことに対する抗議を述べたことはなかつた（証人名城7頁）。

ス 原告が『パンドラの箱を開ける時』の連載開始の準備をしていたころの平成19年3月30日、文部科学省は、平成20年度から使用される高校教科書の検定結果を公表し、日本史教科書では沖縄戦の「集団自決」（集団死）で日本軍による自決命令や強要があったとする5社、7冊の教科書に「沖縄戦の実態について誤解する恐れがある」として修正を求める初の検定意見を付した（甲10）。

セ 被告は、翌日（同月31日）の琉球新報朝刊1面で上記検定意見のニュースを大きく報じ（甲10），社会面において、「体験者、県民の思いは、国の大いな意思にまたも踏みにじられた。」と評し（甲13），社説において、「沖縄戦の実相歪めないか」という見出で、「歴史の受け止め方は人それぞれ」としながらも、「国が歴史についての考え方を押し付けて」というとの懸念を示し、「多数の住民を巻き込んだ沖縄戦については、きちんと検証し、教科書に記述して、伝えていくことが重要」との意見を付した（甲11）。

ソ その後、被告は、同年6月5日の朝刊の社説において、県議会で上記検定意見の撤回を求める意見書が全会一致では可決されない方向にあることを受けて、県議会の冒頭で提案されて全会一致で可決されるかどうかを県民が注視している旨記載し、同月11日の朝刊の社説では、同月9日に主催者発表で3500人が集まった県民大会の決議を受けて、県民のこれだ

けは絶対に譲れないといいう一線を見たとして、歴史的事実と真正面から向き合ってほしい旨記載し、同月 15 日の朝刊の社説では、「意見の撤回は県民の総意」との見出しを付け、その旨の意見を付した。

タ 被告は、その後も、同年 7 月 5 日の朝刊の社説に「検定意見撤回要請軍命の事実は消せない」との見出しでその旨の意見を付し、同年 9 月 8 日の社説には「教科書県民大会 断固譲れない検定意見撤回」との見出しで、「文科省は、県民の決意の重さを見誤っていないか。検定意見を撤回するべきだ。これだけは絶対に譲れない。」との意見を付すなどし、同年 3 月 30 日の上記検定意見の後、同年 9 月ころまでの間に、上記検定意見の撤回要求は県民の総意である旨の社説や報道記事を多数掲載した（以上、甲 12、証人枝川 19、20 頁）。

(2) 以上の認定事実を踏まえて、まず、原被告間の連載執筆契約の内容について検討する。

ア 原告は、『パンドラの箱を開ける時』は沖縄戦のドキュメンタリーをテーマとする連載であり、それまでの連載の実績と相互信頼に基づいて、長期間にわたる連載執筆契約が成立しているから、この連載執筆契約に基づいて原告が執筆した連載原稿については、被告は、特段の事情がない限り、原告が執筆した原稿を琉球新報紙上の所定欄・枠に掲載する義務を負う旨主張するとともに、特に、第 1 回「はじめに」で掲載された『パンドラの箱を開ける時』の趣旨、内容、構成、用いる資料等は、原被告間の合意事項として位置付けられるから、第 2 話において、慶良間で起きた集団自決の真相に関するドキュメンタリーの連載に係る合意が確認されたものであり、被告は、特段の事情がない限り、それを掲載する義務を負う旨主張する。

イ しかしながら、被告は、新聞社として、報道する記事内容をどのようなものにするかに係る編集権を有するのであり、原告が琉球新報紙上で長年

連載してきた実績があるからといって、特段の合意がないのに、原告が執筆した連載原稿に基礎とする事実の誤り等がない限り、そのまま琉球新報紙上の所定欄・枠に掲載する義務を負うと解することはできないというべきである。

そして、原告と被告との間で、原告が執筆した連載原稿に基礎とする事実の誤り等がない限り、そのまま琉球新報紙上の所定欄・枠に掲載する旨の特段の合意が成立したと認めるに足りる証拠はない。この点、原告は、嘉数局長との間で、原告の書いた原稿は何でも載せる旨の合意をした旨の供述をするが、これを裏付ける証拠はなく、かかる供述を容易に採用することはできない。

ウ また、前記認定のとおり、原告は、第1回「はじめに」において、「第2話「慶良間で何が起きたのか」」の内容について、集団自決についてのアメリカ兵の目撃者や事件の主人公達の知られざる証言を基に事件の核心を突くものになる旨を記載して、第2話の内容についてある程度説明していることが認められるが、後に連載の内容が変更されることも十分にあり得ることからすると、原被告間の連載執筆契約において、必ずしも、慶良間で起きた集団自決の真相に関するドキュメンタリーの連載に係る合意が確認されたとまでは認められず、この点に関する原告の主張も採用できない。

エ 以上のとおり、原被告間の連載執筆契約の内容が原告の主張するようなものであると認めることはできないというべきである。しかし、前記認定の事実関係からすると、原告と被告とは、米軍の戦時日記を中心に紹介し、初出の資料も使用して、沖縄戦に関するドキュメンタリーを、毎週5回（火曜～土曜、1回分約1800字）、全150～170回程度連載するという内容で連載執筆契約を交わしていることが認められるのであり、被告としても、原告から上記連載執筆契約の内容に合致する原稿の提供を受けた場合には、基本的には、その原稿を掲載する義務を負っているものと

いうべきである。したがって、原告が、上記連載執筆契約の内容に合致する原稿を執筆したにもかかわらず、被告が、合理的な理由もなく、一方的に原告の執筆した原稿の掲載を拒否したような場合には、上記連載執筆契約の義務に違反すると評価される場合があるものと解される。

(3) そこで、次に、被告が慶良間編を掲載しないとしたことが原被告間の連載執筆契約の債務不履行に当たるかどうかを検討する。

ア 前記認定の事実関係によれば、被告が慶良間編を掲載しないこととしたのは、原告が慶良間編の原稿として被告に交付していた5回分のうち3回分の多くが、原告自身がシェレス伍長の日記の訳注をして琉球新報紙上で発表していた『沖縄戦ショウウダウン』を引用したものであることが判明したことに加えて、既に掲載した第1話にも、『沖縄戦ショウウダウン』を引用した記事が4回にわたって掲載されたことが判明したことから、原告の慶良間編の原稿が二重掲載に当たるものと判断したからであり、さらに、前泊らが原告を呼び出してこの点を指摘したところ、原告は、沖縄戦のドキュメンタリーにおいて資料の二重掲載をする必要性を詳しく説明したり、引用であることの明示や簡潔な要約をする等の案を提示したりせずに、二重掲載をしても問題ない旨の認識を示したことから、その後の連載においても、二重掲載がされるおそれが高いと判断されたからであると認められる。

過去に同一内容の記事を掲載して原告に原稿料を支払っている被告が、二重掲載に当たるとして、既に渡された原稿をそのまま掲載することを拒否するのは、合理的な理由があるというべきであり、上記の原告の対応にかんがみて、被告が、慶良間編自体を掲載せず、連載を中断させたにも合理的な理由があるというべきである。

イ 原告は、『沖縄戦ショウウダウン』から引用した部分は、シェレス伍長の日記の翻訳であり、原資料そのものであって原則として改変を加えてはな

らない部分であると主張する。しかし、原資料そのものであったとしても、前記認定事実によれば、第2話慶良間編の最初の5回分の原稿のうち、3回分までが『沖縄戦ショウウダウン』と同一内容であり、第1話においても、4回にわたり『沖縄戦ショウウダウン』と同じ内容が掲載されているのであって、しかも、これらはいずれも原告が引用することを明示していなかつたのであるから、被告において、過去の掲載されたものと同じ内容を再び掲載していると判断されてもやむを得ないものといえる。

また、原告は、引用の分量について、慶良間編の全体の構想からすると、引用は一部に止まり、引用の部分と地の部分の主従が逆になるものではないと主張する。しかし、前泊らが受け取った原稿は、慶良間編の最初の5回分の原稿であり、そのうち3回分までが引用されているのであって、引用部分の割合は高いといわざるを得ず、しかも、前泊らに呼び出された原告が、前泊らからの指摘に対して、全体の構想を具体的に話すようなことはなく、かえって、二重掲載は問題ない旨の認識を示したことにかんがみると、仮に、全体の構想からみると引用部分が一部分であったとしても、前泊らにおいて、そのような理解をせずに、『沖縄戦ショウウダウン』の引用がこれからも継続されると考えたとしてもやむを得ないものといえる。

したがって、以上のような状況において、被告が、慶良間編を掲載しないこととしたことには、合理的な理由があるというべきである。

ウ また、原告は、『パンドラの箱を開ける時』の連載を再開するに当たり、第2話を「軍政府チームは何をしたか」と改題し、「第1章」との記載を削除しており、その第1回の冒頭部分の一節に、「「パンドラの箱」の物語の順序も中身もちょっと変更を加えることにしたのでこれもご了解お願いしたい。だが、読者が「あっ」と驚く話が続くことに何ら変わりはない。」と記載しているところ、上記連載再開と同時に掲載された原稿は、原告が作成し、琉球新報紙上に掲載することを了解したものであるから、

原告は、被告との間で、連載再開に当たり、『パンドラの箱を開ける時』の全体の構成と第2話の変更を了解したものと推認することができる。そして、原告は、その後、全180回にわたって『パンドラの箱を開ける時』の原稿を執筆し、それが掲載されていることにかんがみると、慶良間編が掲載されなかつたことについては、原告において既に了承されたものということができるから、被告が慶良間編を掲載しなかつたことについて、それが原被告間の連載執筆契約の債務不履行に当たるとはいえないというべきである。

エ　原告は、慶良間編の不掲載は、被告に予告されていた内容が、当時被告が展開していた、集団自決が軍の命令によるものであるとする軍命説の記載を教科書から削除させた検定意見の撤回を求める社説や報道記事を連日掲載する一大キャンペーンに水を差す内容となることが予想できたためであると主張する。

確かに、前記認定のとおり、被告は、平成19年3月30日、文部科学省が平成20年度から使用される高校教科書の検定結果を公表し、日本史教科書では沖縄戦の「集団自決」（集団死）で日本軍による自決命令や強要があったとする5社、7冊の教科書に「沖縄戦の実態について誤解する恐れがある」として修正を求める初の検定意見を付した当初から、この検定意見に疑問を呈し、同年6月以降は、社説において上記検定意見の撤回が県民の総意である旨の意見を付するまでに至っており、上記検定意見の撤回を求めるなどを琉球新報の基本的立場とすることを明確にしていったものと推認することができる。

しかしながら、前記説示に加えて、前記認定事実によれば、前泊らが原告を呼び出して協議した際には、集団自決の軍命説に関する話は全くされず、もっぱら『沖縄戦ショウダウン』の引用が問題になっていたこと、問題とされていたシェレス伍長の日記の内容が、必ずしも軍命説を否定する